

泉大津市創業時設備導入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市（以下「本市」という。）内の事業者の創業にかかる初期投資の負担を軽減することにより、本市での開業促進と空き店舗の解消を図るため、創業事業者に対し泉大津市創業時設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、泉大津市補助金等交付規則（平成21年泉大津市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 創業

事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始することをいう。

(2) 転入

本市外で既に事業を営んでいる個人又は法人が、本市内で事業を開始することをいう。

(3) 第二創業

事業を営んでいる個人又は法人が日本標準産業分類の細分類において、当該事業と異なる細分類に属する事業を開始することをいう。

(4) 店舗等

現に人が居住せず、事業の用に供する事務所及び店舗をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市内において補助事業年度内に創業、転入、第二創業（以下「創業等」という。）を行う者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 本市内の店舗等にて事業を営むこと。

(2) 中小企業基本法第2条で定める者（みなし大企業、大企業とフランチャイズ契約を締結している者を除く）であること。

(3) 週4日以上営業を行うものであること。

(4) 本市の市税を滞納していないこと。

(5) 許認可等を必要とする業種の創業にあっては、既に当該許認可等を受けていること、または当該許認可等を受けることが確実と認められるもの。

(6) 補助金の交付を受けようとする者が、直接事業又は営業に携わること。

(7) 第7条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた日（以下「交付決定

日」という。)から5年以上継続して事業を営む意思を有すること。

- (8) 市内に既にある店舗等の単なる移転ではないこと。
 - (9) 補助金の交付を受けようとする者は、営利を目的とする事業を主たる事業として営むこと。
 - (10) 創業等を行う物件については、店舗等として補助対象者が自ら賃貸借契約書を締結していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の要件に該当する場合は交付の対象としないものとする。
- (1) 国又は地方公共団体その他の機関等から当該補助金と同種の補助金等を受けている者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当する事業又は法令に違反し、公の秩序若しくは善良の風俗を乱す恐れのある者
 - (4) 特定の宗教、政治団体と関わる事業者や公序良俗に反する事業を営む者
 - (5) 医療機関、介護サービス業、調剤薬局など保険適用される事業を営む者
 - (6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約等に基づく事業を営む者
 - (7) 住居用の建物で行う事業又は居住地で事業を営む者
 - (8) シェアオフィス、コワーキングスペースその他の店舗等における事業の実態のない形態又は最低限の事務スペースを除く設備、空間を他の者と共有する物件で創業等を行う者
 - (9) 当該店舗等の全部又は一部を補助対象者以外の者に占有させ、又は当該店舗等及びこれに付随する設備を補助対象者以外の者と共有する場合
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者
(補助対象事業及び経費)

第4条 補助金交付の対象となる事業は、第7条第1項による交付の決定を受けた事業で、対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業を営むための必要な機械・装置・什器とする。(但し、車両やパソコン等の汎用品、領収書が発行できない中古品、リース契約によるものは除く)

また、10,000円を超えないものについては消耗品扱いとし、設備導入補助の対象とはならない。

- 2 同一事業者に対する補助金の交付は1回限りとする。
- 3 補助対象経費は設備等の支払日が開業日の6カ月前の日より開業日から3カ月経過した日までのものに限る。
- 4 補助金の対象となる経費は、税抜きの金額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内とし、補助対象経費の2分の1以内の額、20万円を限度とする。また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、あらかじめ泉大津市創業時設備導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認められる者に対し、泉大津市創業時設備導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付する。

2 市長は、前項に規定する審査及び調査の結果により補助金を交付することが不適當と認めたときは、速やかに当該申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(遵守義務)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定日から5年以上、事業の継続に努めなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 補助事業者が事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ泉大津市創業時設備導入支援事業補助金変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認められる者に対し、泉大津市創業時設備導入支援事業補助金変更決定通知書（様式第4号）を交付する。また、承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者が補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ泉大津市創業時設備導入支援事業補助金中止・廃止の承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに泉大津市創業時設備導入支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者へ泉大津市創業時設

備導入支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
(補助金の交付請求)

第13条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、泉大津市創業時設備導入支援事業補助金交付請求書（様式第8号）に必要な書類を添付し、市長に補助金を請求しなければならない。

(補助金の交付時期)

第14条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理した後において、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

(書類の保存)

第16条 補助対象者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を、補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公告の日から施行し、令和6年4月1日以後に創業等を行った者からの申請について適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に指定を受けた個人又は法人に係る補助措置については、この要綱は、なおその効力を有する。